

# コロナ禍における 町内会活動 ガイドブック

新型コロナウイルスの  
感染予防をしながら  
無理せずに活動しましょう



## 目次

新型コロナウイルス感染防止のために	..... 1
会議・総会の開催	..... 2
開催案内文の例	..... 3
書面表決書の例	..... 4
オンラインの活用	..... 5

## 新型コロナウイルス感染防止のために

会議、イベントなどを行うに当たって、その形態を十分に踏まえた上で、主催者と参加者がともに感染防止対策に取り組みましょう。町内会の行事等の開催については、開催の必要性を十分に検討したうえで判断してください。

特に「3密」（密閉・密集・密接）を避け、感染予防を徹底しましょう。

### ◆主催者が気をつけるポイント

#### <参加者に対して>

- ・参加者の体調（せき等の症状）を確認する。
- ・参加前に検温を実施する。
- ・全員マスクを着用する。
- ・参加者同士の距離をできるだけ2m（最低1m）以上空ける。



#### <換気、消毒について>

- ・密閉、密集の起こらない十分な広さの部屋を使用する。
- ・窓を開けるなど、1時間に2回以上会場の換気を行う。
- ・受付に消毒設備を設置するなど、手洗いや手指の消毒を徹底する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる部分をアルコールなどで消毒する。



#### <その他>

- ・国、県、市がイベント等の参加人数の上限を設定しているときは順守する。
- ・身体的接触や近距離での会話、大声の発声、歌唱、運動は控える。
- ・対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮断する。
- ・参加者名簿を作成し、感染者が出た場合には連絡できる体制をとる。



## 会議・総会の開催

集会形式の会議は、感染リスクが高まります。開催に当たっては、書面表決や委任状による対応、短時間での開催、回数を減らす、オンライン会議の積極的な活用などをご検討ください。

### ◆書面表決の進め方について

一例ではありますが、以下は書面表決の進め方になります。また、次ページ以降に各種様式の例を記載しますのでご活用ください。

※様式は市ウェブサイト（ページID：1035440）からダウンロードすることができます。

#### <書面表決の進め方>

1. 「総会の開催日のお知らせ」「議案」「書面表決書」を町内会員に配付する
2. 会員から「書面表決書」を提出してもらう
3. 総会（書面表決の集計）を開催する  
※集会施設等で複数人が集まり集計をしてください。
4. 回覧等で総会の結果を会員にお知らせする

※認可地縁団体の場合は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも年に1回は通常総会を開催する必要があります。



開催案内文の例

令和〇年〇月〇日

町内会員 各位

〇〇〇町内会

〇〇〇町内会総会の開催について

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、令和〇年度〇〇〇町内会総会を下記のとおり開催します。  
しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、集会施設に  
多人数の方が集まることが適当ではありませんので、書面表決に  
て決議することといたします。

つきましては、別紙の議案をご覧ください、「書面表決書」を  
令和〇年〇月〇日までにご提出くださいますようお願いいたします。  
ご多忙の中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。  
なお、総会当日に役員が集計し、あらためて結果を回覧します。

記

1. 日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇〇分
2. 会場 〇〇〇公民館
3. 議案 議案1「令和〇年度代表者の選出」  
議案2「令和〇年度事業報告・会計報告」  
議案3「令和〇年度事業計画・収支予算」

町会長 〇〇 〇〇  
電話：〇〇-〇〇〇〇

## 書面表決書

〇〇〇町内会の各議案について下記のとおり表決します。

令和〇年〇月〇日

住所

一宮市

氏名

記

議案1 「令和〇年度代表者の選出」	賛成	反対
議案2 「令和〇年度事業報告・会計報告」	賛成	反対
議案3 「令和〇年度事業計画・収支予算」	賛成	反対

※賛成か反対のどちらかに○をつけてください。

## オンラインの活用

総会における意思決定や回覧板による連絡事項の伝達は町内会活動には欠かせないものですが、コロナ禍においては接触の機会を減らす工夫が必要です。この機会に伝達方法を見直し、紙とデジタルを併用した取り組みを進めてみましょう。

### ◆オンラインの活用例

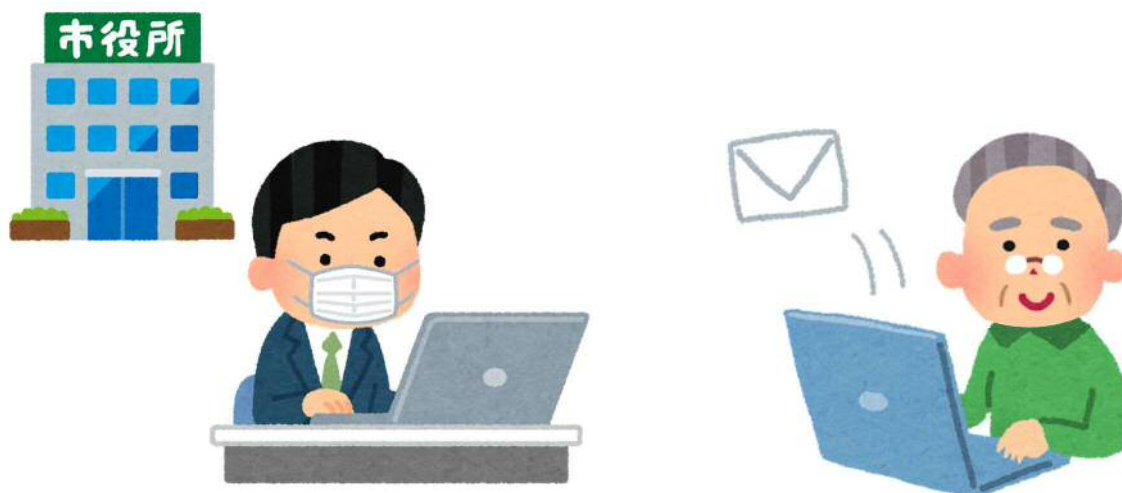
#### ①町内会でウェブサイトを開設

ウェブサイトを開設して情報を掲載すれば、パソコンやスマートフォンなどで、いつでも、どこからでも会員の皆さんがお知らせを見ることができます。また、過去の情報もさかのぼって見ることができます。



## ②電子メールで市役所とやり取り

電子メールを使えば、いつでも市役所に問い合わせができます。また、来庁しなくても、電子メールに添付して書類を提出することができます。



## ③メッセージアプリで役員間の情報共有

LINEなどのメッセージアプリを使えば、役員などメンバー間で同時に情報をやり取りできます。また、会議前に情報を共有しておけば、会議時間を短縮できます。



編集・発行

一宮市総合政策部市民協働課

TEL : 0586-28-8954

メールアドレス [shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp)

市ウェブサイト <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

令和5年4月1日発行